

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の目的

本市の高齢者施策については、平成12年度（2000年度）以降、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を7期にわたり策定し、高齢期の健康づくりやいきがづくり、介護・福祉サービスの充実などの総合的・計画的な推進に努めてきました。第7期計画では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、本市の「地域包括ケアシステム」の構築を目指していくため、高齢者施策の基本的な方向性と具体的な取組方策を検討し、取り組みました。

今回策定する第8期計画では、第7期計画での取組実績や課題を踏まえ、「団塊ジュニア世代」が65歳を迎え現役世代が急減する令和22年（2040年）を念頭におき、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた取組を位置づけます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に引き続き取組み、誰もがお互いさまの関係の中で暮らしやすい地域共生社会を目指します。

## (2) 計画策定の背景

### ア 2025年問題、2040年問題

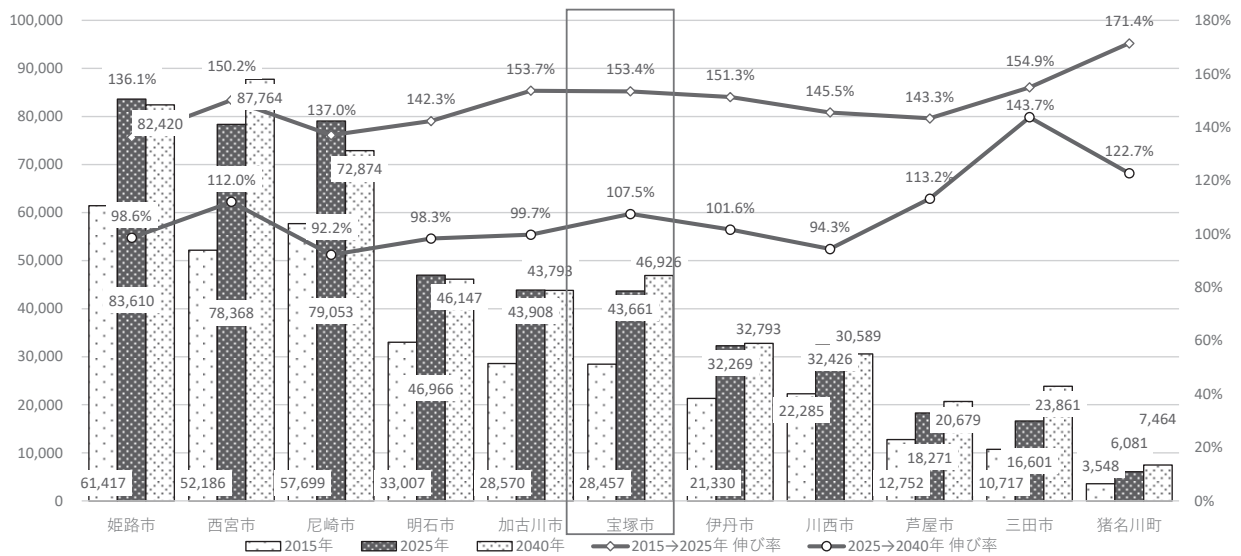
「2025年問題」とは、第1次ベビーブーム（昭和22年（1947年）～24年（1949年））に生まれた人々、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年（2025年）以降に顕著となる社会問題を指しています。また、令和22年（2040年）には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、「2025年問題」以降更に高齢化が進展することに加え、現役世代の減少に伴う介護サービスの担い手の減少が見込まれています。この2040年（令和22年）以降に予想される社会問題を「2040年問題」といいます。

一般に、75歳以上の「後期高齢者」では、医療や介護サービスのニーズが急増することが知られており、人口の多い「団塊の世代」が後期高齢者となった後、また、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となった後に、社会全体で、医療や介護のニーズにどのように対応していくかが課題となります。

「2025年問題」や「2040年問題」は、首都圏で特に顕著となると予想されており、本市においても、令和7年（2025年）時点で、後期高齢者人口が平成27年（2015年）より約15,000人増加する見込みとなっています。令和22年（2040年）時点においては明石市や加古川市など人口規模の近い自治体では減少に転じているのに対し、本市ではなお増加し続ける見込みとなっています。

#### 後期高齢者人口の比較

(平成27年(2015年)と令和7年(2025年)、令和22年(2040年))



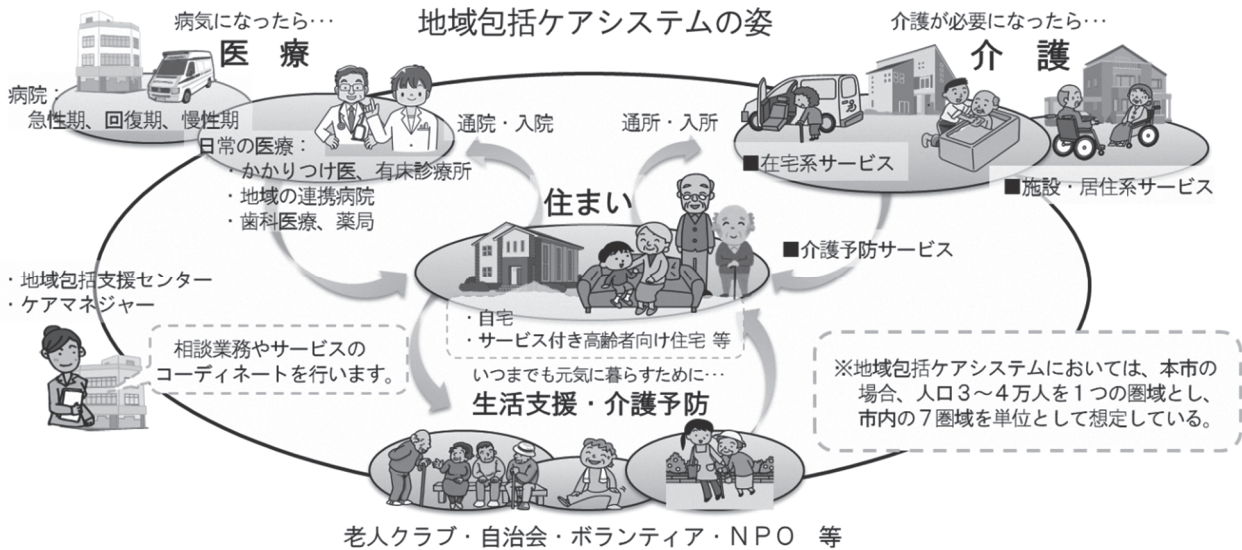
資料：平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

## イ 地域包括ケアシステムの深化・推進

このような日本全体の高齢化の進展に対応するため、国は、医療介護総合確保推進法を制定し、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしました。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくこととされています。

本市においても、第5期計画から、この考え方にに基づき、高齢者施策を展開してきました。

### 地域包括ケアシステム



資料：厚生労働省資料に一部加筆

## ウ 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域をともに創っていく社会をいいます。

第8期計画では、令和22年(2040年)を見据え、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備と併せて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

## エ 令和3年度（2021年度）の国の制度改正

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、令和3年（2021年）4月1日から、介護保険法や老人福祉法等が改正されます。

主な改正内容は、次のとおりです。

### （ア） 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものです。

### （イ） 改正の概要（介護保険法、老人福祉法関係）

#### a 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業や財政支援を創設する。

#### b 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

認知症施策の地域社会における総合的推進に向けた国等の努力義務を規定する。

また、特に介護保険事業（支援）計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### c 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができるようにする。

#### d 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

特に介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。

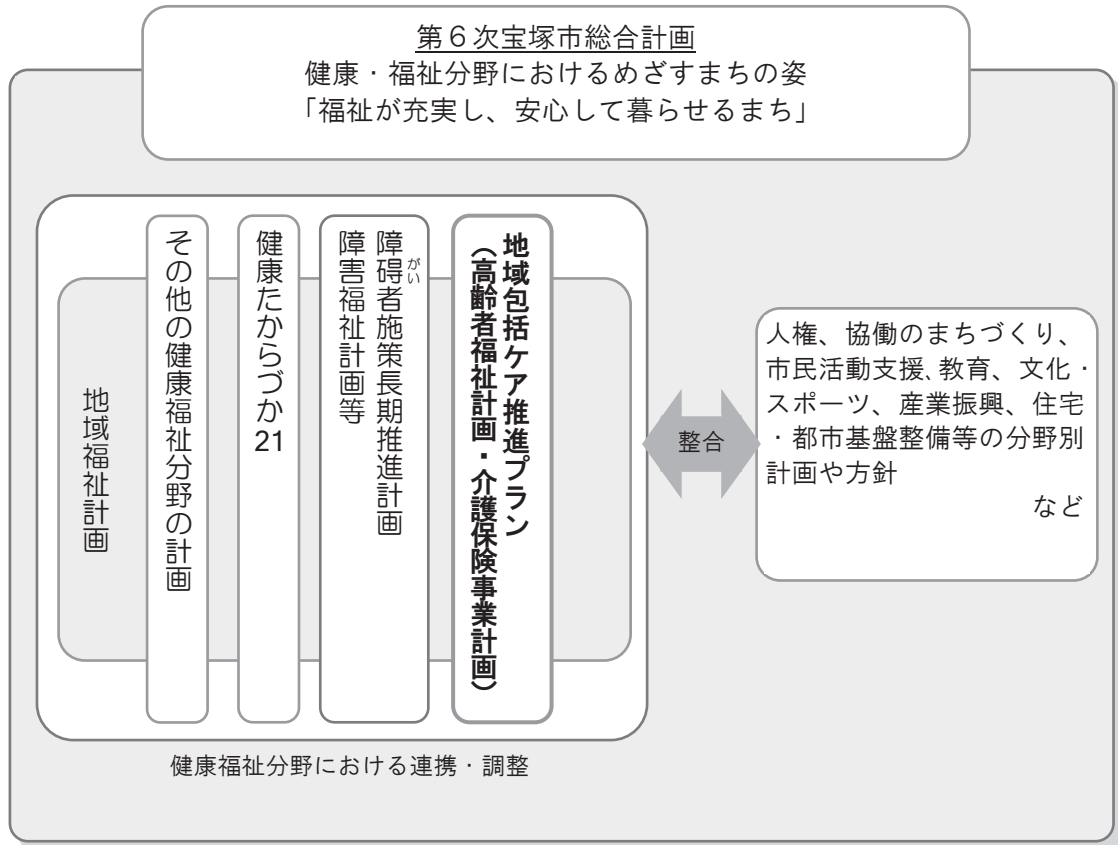
## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条）に基づき、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また介護保険事業の円滑な実施を図るための計画とし、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することとします。

策定に当たっては、国や県の基本的な指針や関連計画の内容を十分に踏まえるとともに、「第6次宝塚市総合計画」を最上位計画、「宝塚市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、WHO（世界保健機関）が提唱する「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしいまち）」の考え方に基づいて、「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」の実現を目指します。

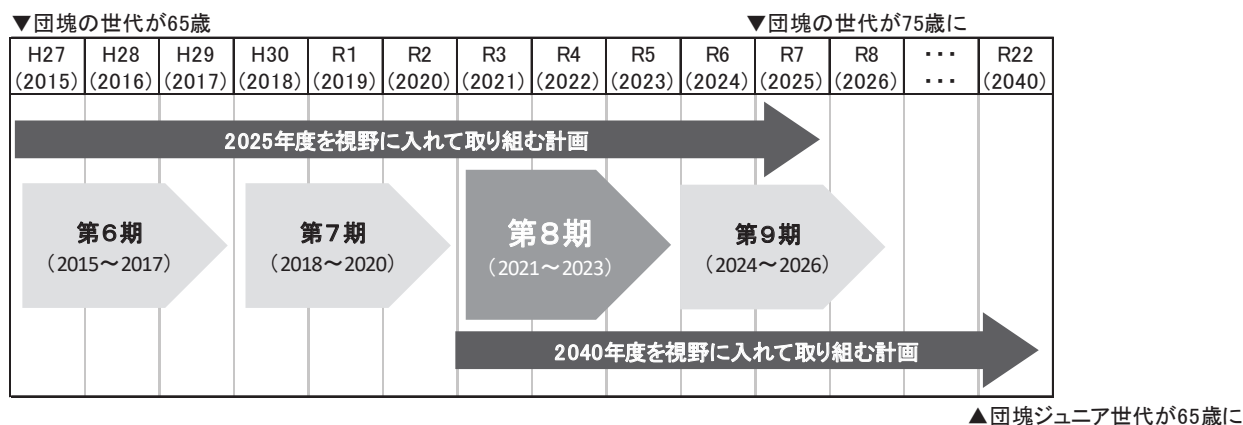
#### 計画の位置づけ



## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

### 計画の期間



## 3 計画の策定体制

本計画の策定においては、介護保険の被保険者、知識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表者などで組織する「宝塚市介護保険運営協議会」及び「宝塚市介護保険運営協議会専門委員会」で審議を重ねました。

併せて、アンケート調査を実施し、高齢者の健康づくりや生活実態、福祉施策・サービスに対する意識等を把握し、その結果の反映に努めました。

### (1) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や意向等の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元年（2019年）12月から令和2年（2020年）5月にかけて、65歳以上の市民を対象とする3種類のアンケート調査（在宅要援護者需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）、事業所を対象とする2種類のアンケート調査（介護サービス提供事業所調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査）を実施しました。

### (2) 協議会等における協議・検討

「宝塚市介護保険運営協議会」及び「宝塚市介護保険運営協議会専門委員会」を開催し、高齢者施策への意見を求めるとともに、行政関係部局において、第8期計画に関する協議・検討を行いました。

### (3) パブリック・コメント

本計画の策定に当たっては、令和2年（2020年）12月1日から令和3年（2021年）1月5日までの期間において市ホームページ等で本計画の案を公表し、広く市民の意見を募りました。